

令和7年度

1年生～3年生の皆様へ

徳山工業高等専門学校
学生課学生支援係

令和7年度後期授業料免除について

下記の対象者に該当する学生は、選考の上、当該期分の授業料の全額又は半額が免除されることがあります。また、徴収猶予の制度もあります。

対象者に該当し申請を希望する場合は、9月30日（火）までに学生課学生支援係まで申請書類等を受け取りに来てください。

【免除対象学生】

本科1～3年次の学生は、高等学校の生徒と同じく、高等学校等就学支援金制度（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平22年法律第18号）に定める制度をいう。以下「就学支援金」という。）に該当するため、多くの学生については国から支援金が支給されています。

このため、本案内の授業料免除等の制度については、基本的には4・5年生について適用されます。

ただし、下記の【免除】（一）から（五）に該当する学生については免除が適用されることがあります。また、下記の【徴収猶予】（一）から（四）に該当する学生については徴収が猶予されることがあります。

申請を希望する学生は、9月30日（火）までに学生支援係へ申請書類等を受け取りに来てください。

なお、申請書の提出期限（10月3日（金））及びその他提出書類の提出期限（10月10日（金））までに、定められた書類が提出されない場合については、辞退したものとして申請を受け付けませんのでご注意ください。

【免除】

- （一） 授業料の各期の納付期限6月以内において、学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- （二） 前号に準ずる場合であり、かつ、校長が相当と認める事由がある場合
- （三） 在学した期間を超える等、就学支援金の受給資格のない本科3年生以下の学生であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- （四） 就学支援金の受給資格対象となる本科3年生以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀と認められる場合
- （五） その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合

【徴収猶予】

- (一) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (二) 行方不明である者
- (三) 学資負担者が死亡、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納付が困難と認められる者
- (四) その他やむを得ない事由があると認められる者

なお、就学支援金の受給対象者で学資負担者の失職等による家計急変があった場合は家計急変支援金の対象となりますので、総務課会計係（TEL：0834-29-6220）まで申し出てください。

その他ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

徳山工業高等専門学校

学生課 学生支援係

TEL：0834-29-6235

FAX：0834-29-6161